

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年11月30日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

香川県病院局管理規程第7号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（平成20年度から平成22年度までの間における職員の給与の特例）</p> <p>3 職員の受ける給料月額と第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により支給されることとなる職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）<u>附則第6項から第8項まで又は技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年香川県規則第31号）附則第2項の規定による給料の額との合計額並びに管理職手当、地域手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、知事等の給与等の特例に関する条例（平成20年香川県条例第11号）第1条第3項及び第4項、第3条、第4条第1項、第5条第1項及び第2項、第6条第3項並びに第7条第1項並びに知事等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第38号）附則第2項並びに技能職員の給与の特例に関する規則（平成20年香川県規則第24号）及び技能職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成22年香川県規則第64号）附則第2項の規定の例により算定した額とする。この場合において、知事等の給与等の特例に関する条例第1条第3項及び第3条中「給料の特別調整額」とあるのは「管理職手当」と、知事等の給与等の特例に関する条例第1条第4項及び第2条第2項の職員及び割合を定める規則（平成20年香川県規則第23号）第1条中「職員とし」とあるのは「職員及び切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則（平成18年香川県人事委員会規則第7号）第5条の人事委員会の定める職員に相当する職員であって、同条の人事委員会の定める額に相当する額がその</u></p>	<p>附 則</p> <p>（平成20年度から平成22年度までの間における職員の給与の特例）</p> <p>3 職員の受ける給料月額と第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により支給されることとなる職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）<u>附則第6項から第8項まで又は技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年香川県規則第31号）附則第2項の規定による給料の額との合計額並びに管理職手当、地域手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、知事等の給与等の特例に関する条例（平成20年香川県条例第11号）第1条第3項から第5項まで、第3条、第4条第1項、第5条第1項及び第2項、第6条第3項並びに第7条第1項並びに技能職員の給与の特例に関する規則（平成20年香川県規則第24号）の規定の例により算定した額とする。この場合において、同条例第1条第3項及び第3条中「給料の特別調整額」とあるのは「管理職手当」と、知事等の給与等の特例に関する条例第1条第4項及び第2条第2項の職員及び割合を定める規則（平成20年香川県規則第23号）第1条中「職員とし」とあるのは「職員及び切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則（平成18年香川県人事委員会規則第7号）第5条の人事委員会の定める職員に相当する職員であって、同条の人事委員会の定める額に相当する額がその者に適用される給料表の種類に応じて次の各号に規定する職務の級の号給に相当する額となる職員とし」とする。</u></p>

者に適用される給料表の種類に応じて次の各号に規定する職務の級の号給に相当する額となる職員とし」とする。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。